

介護老人保健施設さざなみ苑のご案内

(介護予防) 通所リハビリテーション

(令和6年3月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑		
・開設年月日	平成16年10月1日		
・所在地	山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地17		
・電話番号	0820-77-1212		
・ファックス	0820-77-1563		
・開設者	周防大島町長	藤本	淨孝
・管理者	施設長	田中	攸一良
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(3557180027号)		

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、病院での入院による治療の必要がなく、病状の安定した方を看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防) 短期入所療養介護や(介護予防) 通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、次のような『さざなみ苑理念』を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ① 家庭的な雰囲気づくりに努め、温かい気持ちを持って接します。
- ② 生きることを共に喜び励まし合い人生を応援します。
- ③ 地域住民に親しまれ、愛され信頼される施設づくりに努めます。
- ④ 一人一人の人権を尊重し、楽しく生き生きと生活ができる手助けをします。
- ⑤ 個々の人に合わせた対応を通じ、自立を応援します。

(3) 職員体制・職務内容

職名	人数(名)
施設長：医師兼務	1
医師：入所・(介護予防) 短期入所療養介護に係る員数を含む	1以上
理学（作業・音楽）療法士： //	2以上
介護職員： //	2以上
支援相談員：介護職兼務 //	1
管理栄養士：入所・(介護予防) 短期入所療養介護に係る 員数を含む	1
事務職員： //	2以上

職務内容

施設長は、介護老人保健施設に携わる職員の統括管理、指導を行います。

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

理学（作業・音楽）療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行います。

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。

管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び残食調査等利用者の食事管理を行います。

事務職員は、施設長の命を受け事務の処理を行います。

(4) 利用者等定員

通所定員 20名(1日)

(5) 通常の実施地域

大島郡内：主に橘地区、東和地区（離島を除く）

※上記以外の地域（久賀地区、大島地区）についてはご相談ください。

(6) 営業時間及び休業日

1. 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
2. 休業日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(7) サービス提供時間

1. サービス提供時間 午前8時50分から午後4時30分まで

※営業時間を超える延長サービスはいたしません。

2. 一人当たりのサービス提供時間 6 時間以上7時間未満

2 サービス内容

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
- (3) 入浴 (リハビリ計画に基づいた入浴又は家族による介助が困難な方を優先します。)
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練 (リハビリテーション、個別訓練、集団訓練、自主訓練)
- (7) 相談支援サービス
- (8) その他 (居宅訪問、リハビリ会議等)

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

※サービスご利用予定日の前日（前日が休業の場合はその直前の営業日）の午後5時15分までにキャンセルのお申し出がない場合は、キャンセル料を徴収させていただくことがございます。

※サービスご利用中に体調不良等でリハビリを中断した場合は、サービス計画書に基づいてご請求いたします。また、食費につきましてもご負担していただきます。

3 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

周防大島町立東和病院・周防大島町立橋医院（歯科）

（介護予防）通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急やむを得ない事由以外は医師の指示を受けて下さい。

※緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には『利用同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 外出は、施設長の許可を受けて下さい。
- (2) 当施設及び敷地内は全面禁煙です。
- (3) 火気の取り扱いを禁止します。
- (4) 設備・備品の利用は、施設長の許可を受けて下さい。
- (5) 金銭・貴重品を持ち込まないで下さい。
- (6) ペットの持ち込みはご遠慮ください。

5 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、散水栓、煙感知器、非常通報器など
- (2) 防災訓練 年2回程度

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動』は禁止します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応します。なお、4階に備え付けられた『ご意見箱』に投函して申し出ることもできます。

苦情があった場合、直ちに支援相談員が相手方に連絡を取り、直接訪問する等して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも、事情を確認し必要であると判断した場合は、施設長まで含めて検討会議を行います。検討会議の後、早急に具体的な対応をします。

(検討会議を行わない場合でも、必ず施設長に処理結果を報告します。)

記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

8 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故が発生した場合、事実関係の把握のため、関係者に対し事故報告または資料を提出させます。

事故防止対策委員会は、事故報告または資料に基づき、事故原因を分析して将来の事故防止策をまとめて、職員に徹底し事故の再発防止に努めます。

9 その他日常生活費

日用品費及び教養娯楽費についての費用は徴収いたしておりませんが、ただし、利用の方が個人的嗜好で施設からの提供を希望した場合や、余暇の時間に行う娯楽に係る費用であれば実費徴収とさせていただきます。

10 利用料金のお支払い方法について

料金及び費用は、1月ごとに計算し、毎月10日以降に前月分のお支払いができます。
その月の末日までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。（1月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）
なお、領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 指定口座への振込（※振込手数料はご利用者のご負担をお願いいたします）

山口銀行 安下庄支店 普通 6040423

介護老人保健施設さざなみ苑 施設長 田中 攸一良

ウ. 口座振替（お取扱い金融機関：山口銀行）

※ご利用の場合は事前に手続が必要です。

※口座振替手数料として110円（税別）ご負担していただきます。